

## 特論 1

# 中世の丸毛郷（別符）と丸毛氏

—「安富家文書」の紹介をかねて—

井 上 寛 司

## 一、はじめに

中世の丸毛郷は丸毛別符ともいい、今日の美濃郡美都町の東部地域、三隅川の上流矢原川に注ぐ丸毛川の上流域に位置し、北は三隅郷、西は津毛郷（別符）、そして南は疋見郷（別符）とそれぞれ境を接していた。

この丸毛郷（別符）は、室町・戦国期を通じて鋭い対立を繰り返した益田氏とその一族三隅氏との勢力が境を接する境界領域に位置したこともあるって、その歴史は極めて複雑な過程をたどることとなった。しかし、関係史料が著しく制約されていること也有って、これまでその歴史的な実態は必ずしも明らかでなかった<sup>(1)</sup>。ところが、幸いにもこの度益田市の所蔵ないし寄託の運びとなった安富家文書<sup>(2)</sup>の中に、中世の丸毛郷・丸毛氏に関する興味深い記述が認められ、これによって従来不明であったところをかなり補えることが明らかとなった。そこで、安富家文書の多くが未だ広く一般には公開されていないことに鑑み、その史料紹介をかねながら、小稿では中世における丸毛郷（別符）の領有関係の変化を中心に、丸毛氏の歴史的性格とその歴史的変遷について、若干の検討を試みることとした。

ここで予め1つの結論を述べるならば、中世の丸毛郷（別符）は藤原（益田・丸毛）氏から始まって、安富（丸毛）氏、三隅氏、そして益田氏（惣領家）へと、時代に応じてそれぞれその領有者（領主）が変化していったところに特徴があるといえる。どのような歴史的背景の中でこうした変化が生じたのか、そしてその間にあって丸毛氏はどのように変化していったのか、今回発掘された森下遺跡と丸毛氏との関係は如何なるものであったかなどの点が、以下の考察における重要な論点となるであろう。

## 二、中世丸毛郷（別符）と丸毛氏の成立

古代には存在しなかった「丸毛」の地名が初めて史料上に登場してくるのは、元暦元年（1184）11月25日の源範頼下文案<sup>(3)</sup>においてで、藤原（益田）兼高の父兼栄の所領の1つとして「疋見丸毛別符」が見える。別符とは、開発などを条件に石見国衙への官物（貢租）の別納と領有を認められた所領のこととで、石見国衙の在庁官人藤原（益田）氏が古代の美濃郡都茂郷の一部を開発し、新たに獲得した中世的所領であって、その成立は11世紀後半ころまで遡ると考えられる<sup>(4)</sup>。

ところで、ここに「疋見丸毛別符」として疋見と丸毛が一括されているのは、丸毛別符及び同じく古代の美濃郡山田郷の一部を開発して生まれた疋見別符が、ともに未だ初步的な段階（未だ開発が十分進んでいない状態）にあったことによると考えられ、貞応2年（1223）3月の石見国惣田数注文案<sup>(5)</sup>でも「ひき見まろも 五丁一反二十ト」と一括された国衙領の単位所領として見える。しかし、これ以後疋見・丸毛両別符とも次第に開発が進められ、所領としても拡大して

といったようで、元弘3年（1333）9月14日の石見国宣写<sup>(6)</sup>では、丸毛彦三郎に対して長野莊内安富郷と丸毛別符内の堀越・渋谷名が安堵されている。参考のため、以下に史料を掲げておこう。

（史料1）石見国宣写

石見国長野莊内安富郷・同國丸毛別符内堀越・渋谷名事者 宣旨案如レ此、不レ可レ有ニ知行相違所也、仍執達如レ件、

元弘三年九月十四日

御目代藤原在判

丸毛彦三郎殿

この文書は、貞応2年以後に丸毛別符が独立し、かつこれを知行する丸毛氏が成立したことが確認できる最初のもので、益田氏系図<sup>(7)</sup>によれば益田兼季の子兼忠（益田兼時・周布兼定の弟）が丸毛氏の初代とされている。益田兼定が親父兼季から周布郷を分与され、周布氏として独立したのと同じく、兼忠もまた父兼季から丸毛別符を与えられ、丸毛氏として独立したのである。周布氏の独立が安貞2年（1228）2月6日のことであるから（この点については改めて後述する）、益田氏一族である丸毛氏の成立もまたこれとほぼ同じ13世紀初頭のことであったと考えてよいであろう。

さて、それでは史料1の石見国宣写に見える丸毛彦三郎は、鎌倉期以来の益田氏の庶子家丸毛氏の直接の子孫と考えてよいのであろうか。次ぎに掲げる3つの史料は、この点について考える上での重要なヒントを提供している。

（史料2）安富彦三郎兼幸譲状<sup>(8)</sup>

譲与

石見国長野庄安富郷・同國丸毛別符地頭職事

右、当郷地頭職者自\_祖母連阿手\_譲得、同國丸毛別符者自\_親父名宣手\_譲得、彦三郎兼幸法名道元無\_相伝知行相違\_地也、而相\_副連阿以下手継証文\_、譲\_与孫子助九郎直世\_者也、但丸毛別符一所也、安富郷堺事、限\_東大中蔵比多尾\_、限\_南湯屋谷・梁瀬江ノ\_、限\_西金地古河\_、限\_北虫追・鰐江埼\_者也、無\_他人妨\_可レ令\_知行\_状、如レ件

正平十年<sup>(一三五五)</sup>三月十六日

（切取）

（史料3）沙弥道元<sup>安富彦三郎兼幸</sup>譲状<sup>(9)</sup>

譲与

石見国長野庄安富郷地頭職事

右、当郷地頭職者、自\_祖母連阿手\_譲得、彦三郎兼幸法名道元相伝、無\_知行相違\_地也、而相\_具連阿譲以下手継証文\_、譲\_与孫子助九郎直世\_者也、但堺事、限\_東大中蔵比多尾\_、限\_南湯屋谷・梁瀬江ノ\_、限\_西金地古河\_、限\_北虫追・鰐江埼\_者也、無\_他人妨\_可レ令\_知行\_状、如レ件、

正平十年<sup>(一三五五)</sup>三月十六日

沙弥道元（花押）

（史料4）安富彦三郎兼幸譲状案<sup>(10)</sup>

譲与

石見国長野庄安富郷地頭職事

右、当郷地頭職者、自<sub>レ</sub>祖母連阿手<sub>レ</sub>譲得、彦三郎兼幸法名道元相伝、無<sub>レ</sub>知行相違<sub>レ</sub>地也、而相<sub>レ</sub>具連阿讓以下手継証文<sub>レ</sub>、讓<sub>レ</sub>与子息九郎入道智弘<sub>レ</sub>者也、但堺事、限<sub>レ</sub>東大中蔵比多尾<sub>レ</sub>、限<sub>レ</sub>南湯屋谷・梁瀬<sub>レ</sub>、限<sub>レ</sub>西金地古河<sub>レ</sub>、限<sub>レ</sub>北虫追・鰐江崎<sub>レ</sub>者也、無<sub>レ</sub>他人妨<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>知行<sub>レ</sub>状、如<sub>レ</sub>件、

正平十八年<sup>(一三六三)</sup>二月十八日

この3通の文書はいずれも安富彦三郎兼幸（沙弥道元）が認めた譲状で、史料2では丸毛別符を、また史料3では安富郷をそれぞれ孫の助九郎直世に譲渡し、そして史料4では同じく安富郷を子息の九郎入道智弘に譲渡している。このうち史料2は署名部分が切り取られているが、文書原本と考えられ、史料4も案文ではあるが間違いないの中世文書と認めてよいものと考えられる。史料3と4との関係については、いったん孫の助九郎直世に譲渡した安富郷を、何らかの事情で子の九郎入道智弘に譲り直した、あるいは孫と子に合わせ譲渡したと考えることができよう。

さて、この3通の文書で問題となるのは、安富彦三郎兼幸が祖母連阿から安富郷地頭職を、そして親父名宣から丸毛別符地頭職をそれぞれ譲渡されたと述べていることにある。この文書の発給者安富彦三郎兼幸は、他の文書では「丸毛彦三郎兼幸<sup>(11)</sup>」・「丸毛彦三郎入道々元<sup>(12)</sup>」などとも称していて、丸毛氏でもあったことは間違いない。いったい、なぜ丸毛彦三郎兼幸は安富氏を名乗っているのか、果たしてそれは鎌倉期の丸毛（益田）氏と同じ一族と考えてよいのか、また丸毛氏と安富氏との関係はどうなっているのか。それらの点については次節で改めて考えることとし、ここでは安富氏についてのみ簡単に述べておくこととしよう。

安富氏というのは、高津川中流域右岸低地と丘陵一帯に位置した安富郷（長野荘内）を支配した領主のことと、その史料初見は次の文書である。

（史料5）関東御教書案写<sup>(13)</sup>

伊勢大神宮神宝以下御訪用途事、所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>支配<sub>レ</sub>也、其内一貫文今月中沙<sub>レ</sub>-汰-進六波羅<sub>レ</sub>、

可<sub>レ</sub>執<sub>レ</sub>進請取<sub>レ</sub>之状、依<sub>レ</sub>仰執達如<sub>レ</sub>件、

嘉元二年八月六日

相模守在判

左京権大夫在判

安富地頭殿

鎌倉幕府が、伊勢神宮の造営費用として賦課したうちの1貫文を今月中に京都の六波羅探題に納めるよう命じたもので、安富氏が益田氏などと肩を並べる鎌倉幕府の御家人であったことが知られる。この安富氏は、次の史料6にも示されているように、もとは益田氏の一族周布氏であって、安貞2年（1229）から嘉元2年（1303）までの間に周布氏の庶子家が安富名（郷）を分与されて独立し、新たに安富氏を名乗ったものと考えられる。

（史料6）関東下知状写<sup>(14)</sup>

下 左兵衛尉兼任

可<sub>レ</sub>早領知<sub>レ</sub>石見国周布郷<sub>加津方浦永見村定</sub>・鳥居郷・長野庄内安富名・大家庄内福光村等地頭職<sub>事</sub>

右人當知行無<sub>レ</sub>相違<sub>云々</sub>、早可<sub>レ</sub>安堵<sub>レ</sub>之状、依<sub>レ</sub>鎌倉殿仰<sub>レ</sub>、下知如<sub>レ</sub>件、

安貞二年二月六日

武藏守平御判

相模守平御判

### 三、周布氏一族丸毛（安富）氏の成立

前節の史料2において、安富（丸毛）彦三郎兼幸は安富郷地頭職を祖母連阿から、そして丸毛別符地頭職は親父名宣からそれぞれ譲渡されたと述べていた。ここに見える安富氏・丸毛氏と安富郷・丸毛別符の関係を整合的に理解するためには、少なくとも次の3つの可能性のそれについて検討を加えてみる必要がある。

その第1は、彦三郎兼幸が本来丸毛氏（益田氏の庶子家）で、丸毛別符に加えて新たに安富郷をも合わせ領有するに至ったとするもの。その根拠としては、史料1において兼幸が明確に「丸毛彦三郎」と称していること、そして親父名宣から丸毛別符を譲渡されていることなどが挙げられよう。この場合、兼幸の妻が安富氏の出で、何らかの事情から安富家が断絶したため、祖母連阿からその孫（兼幸妻）の夫である兼幸に安富郷が譲渡され、安富氏の名跡をも合わせ継承したことになる。

第2の可能性として、兼幸はもと安富氏（周布氏一族）で、丸毛家に養子に入った場合を考えられよう。その根拠としては、兼幸が父から丸毛別符を譲渡されていることが考えられる。そしてこの場合、兼幸は父（義父）名宣から丸毛別符を譲られるとともに、何らかの事情（安富家嫡流の断絶など）で本家安富氏より祖母連阿を媒介として安富郷を譲渡され、丸毛・安富の両名跡を継承するに至ったと考えることができる。

これに対し、第3の可能性として考えられるのは、兼幸がもともと安富氏の庶子家で、父名宣から丸毛別符を譲渡されて新たに丸毛氏を称した（安富系丸毛氏の成立）とするものである。この場合、本来の丸毛氏（益田氏の庶子家）はすでにこれ以前に何らかの事情で断絶してしまい、その跡を周布氏一族の安富名宣が継いだこと、しかし本家安富家で何らかの事態（嫡子の死去など）が発生したため、改めて安富郷を祖母連阿から譲渡され、安富家をも合わせ継承するに至ったこと、などが考えられよう。

これら3つの可能性はともにいずれとも決めがたいところではあるが、これらの複雑な事情を伝える一連の文書がともに「安富家文書」として安富家に伝えられてきたことからすると、第1・第2の可能性は極めて低く、第3の可能性に従って考えるのが最も妥当だということになる（<sup>15</sup>）。以下、こうした理解に従って考察を進めることとする。

さて、以上の考察から、丸毛兼忠を初代とする益田氏の庶子家丸毛氏は鎌倉末期の元弘3年以前に何らかの事情で断絶し、その跡を周布氏一族の安富氏が継承することとなり、この後は丸毛（安富）氏が安富郷と丸茂別符をも合わせ知行する体制が継続されることになったと推察される。この体制は、少なくとも室町期の15世紀前半までは維持されたようで、次の史料からこれをうかがうことができる。

（史料7）安富道安譲状<sup>（16）</sup>

譲与

見国長野庄内安富郷地頭職事、

右、件所領者、祖父教弘自レ手譲得、道安重代相伝之所領也、仍安富・丸毛之惣領職之事、嫡子民部少輔兼安手次文書於相副譲与者也、然間庶子等中にも三郎次郎兼正、教弘之<sup>（マコ）</sup>守、可レ致<sub>ニ</sub>其沙汰<sub>ニ</sub>、成<sub>ニ</sub>水魚思<sub>ニ</sub>、諸御公事以下不レ可レ有<sub>ニ</sub>無沙汰<sub>ニ</sub>、若三郎次郎跡たヘハ惣領可<sub>ニ</sub>知行<sub>ニ</sub>者也、仍譲状如レ件、

(一四三七)  
永享九年正月十五日

(切取)

この文書は、安富郷地頭職を祖父教弘から相伝した安富道安が、安富・丸毛の惣領職を嫡子兼安に譲渡したもので、少なくともこの頃まで安富・丸毛の両所が丸毛（安富）氏によって統一的に知行されていたことがうかがわれる。

一方、かつて一括されていた疋見・丸毛がその後それぞれ分割され、別個に相伝されていったことについては、建武2年（1335）2月12日の後醍醐天皇綸旨<sup>(17)</sup>において、益田・小石見両郷と津毛・疋見両別符は本領だとして益田氏に勳功の賞として与えられていることからも知られる<sup>(18)</sup>。但し、建武3年11月26日には足利尊氏によって改めて津毛郷・疋見別符などが京都本圏寺に寄進され<sup>(19)</sup>、再び益田氏の手を離れることになった。いずれにしても、鎌倉初期まで一括されていた疋見丸毛別符がその後分割され、それぞれ益田氏とその庶子家丸毛氏に伝領され、さらにその丸毛氏が鎌倉末期に没落した後、安富氏系の丸毛（安富）氏が新たに成立することとなったのであった。

#### 四、三隅氏による丸毛郷支配と益田氏

南北朝期の丸毛（安富）氏は当初北朝方として活躍したが（この点については後述する）、次の史料8からうかがわれるよう、のち足利直冬に属して反幕府方に転じ、その後は南朝方として活躍したようである。さきに掲げた3通の譲状（史料2～4）がいずれも南朝年号であったのはこのことを示すものといえよう。

（史料8）足利直冬御教書写<sup>(20)</sup>

（武村）  
厚東周防權守令<sub>ニ</sub>同心合力<sub>ニ</sub>致<sub>ニ</sub>忠節<sub>ニ</sub>者、於<sub>ニ</sub>長野庄内知行之地<sub>ニ</sub>者、不レ可レ有<sub>ニ</sub>相違<sub>ニ</sub>之  
状、如レ件、  
（一三四九）  
貞和五年十月一日

（足利直冬）  
御判

丸毛彦三郎入道殿

しかしその間、丸毛郷の北側で境界を接する同じく南朝方の三隅氏が勢力を拡大したこともある、丸毛（安富）氏は次第に三隅氏によって圧迫されていったようである。次に掲げる史料もそうした一端を示すものであろう。

（史料9）某宛行状<sup>(21)</sup>

石見国角井村<sub>ニ</sub>安富彦三郎入道<sub>ニ</sub>事、所<sub>ニ</sub>宛行<sub>ニ</sub>也、守<sub>ニ</sub>先例<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>沙汰<sub>ニ</sub>之状、如レ件、  
（一三六二）  
正平十七年十二月「晦日」

（切取）

（直連）  
三隅石見判官殿

その結果、永享12年（1440）9月10日の石見国諸郡段錢注文<sup>(22)</sup>によると、「安富 公田五丁 壱段 丸毛共ニ、但今ハ丸毛三隅知行間、彼方不弁之」とあって、丸毛が安富と一括されるとともに、しかし実際には三隅氏の知行となっていて、すでにこれ以前に前節で指摘した安富と丸毛との結合が崩壊していたこと（安富系丸毛氏による丸毛郷支配からの撤退）が知られる。文明元年（1469）12月29日の三隅豊信知行書立<sup>(23)</sup>にも、津毛・疋見・丸毛の3郷が三隅郷などとともに三隅氏の所領とされていて、丸毛郷の支配はすでに丸毛（安富）氏から三隅氏の手へと移ってしまっていることが確認される。

しかしながら、三隅・益田両氏の勢力圏の境界領域に位置する津毛・疋見・丸毛3カ郷の領有

をめぐっては、かねてより三隅・益田両氏が鋭く対立しており、それは益田兼理時代の応永年間における益田氏の嫡子単独相続制への移行や、それにともなう家臣団統制の強化など<sup>(24)</sup>とも深く関わっていたと推察される。

益田氏がこれら3ヵ郷の支配に乗り出すに至った直接的な契機は、永享3年（1431）の益田兼理の討死にあるようで、年未詳10月10日の益田家代々忠節書上<sup>(25)</sup>によると、この3ヵ所はもとは永享3年に筑前国で戦死した兼理がかねてより望み、大内氏もその領有を約束していたものだという。

こうした事情を踏まえ、兼理の跡を継いで急遽益田氏惣領となった益田兼堯の時代には、津毛・疋見・丸毛3ヵ郷の領有をめぐって三隅氏との間で激しい対立が展開されることになった。そしてこの両者の対立に1つの区切りをつけるとともに、しかし実際にはいっそうその対立を激化させる契機となったのが、大内道頓の乱に始まる石見国における応仁・文明の乱の勃発であった。

この乱に際して益田氏は、兼堯・貞兼父子がそれぞれ相互の連携と機能分担を踏まえながら、一方で大内氏（西軍）と結びつつ、他方では東軍方とも結ぶというまことに巧妙な作戦を展開することにより、一挙に石見一国に及ぶ国人連合の盟主の地位を確立するに至った<sup>(26)</sup>。同時に、益田氏は三隅・福屋・周布などの藤原氏（広義の益田氏=御神本氏）一族に対する惣領としての地位を確立し、そうした立場から三隅氏などに対しても強力な圧力を加えたのであった<sup>(27)</sup>。

さきに挙げた文明元年12月29日の三隅豊信知行書立は、これら三隅氏の所領が実際にはすべて益田氏（惣領）のものであることを宣言するためのものに他ならなかった。それは、文明元年と推定される年未詳12月6日の西方幕府奉行人飯尾為脩宛の大内義弘書状<sup>(28)</sup>に、「石見国益田又次郎貞兼事、御神本惣領候、同國三隅中務少輔豊信事者、彼益田庶子候之処、今度豊信自\_最前\_敵方同心、種々致\_計略\_候、剩利益田所帶悉申給候、如レ此候上者、三隅一跡事被\_仰付\_又次郎貞兼\_候者、忝可\_畏入\_候」とあり、これを受けた將軍足利義視が同月13日付で、益田貞兼に対し「石見国所々三隅中務少輔豊信跡事、為\_欠所\_宛\_行之\_訖、早可\_領知\_也」と伝えている<sup>(29)</sup>ことからも知られる。

しかし、こうした混乱した状況の中で発せられた一片の命令が十分な効力を持ち得なかつたのはいうまでもないところであって、その後も引き続き益田・三隅両氏の間で津毛・疋見・丸毛3ヵ郷の領有をめぐる鋭い対立は継続されていった。

この紛争が一定の解決を見るのは益田貞兼の嫡子宗兼の時代になってからのことである。明応4年（1495）12月21日の三隅信光置文<sup>(30)</sup>では、前年に津毛郷を益田氏領とすることで合意が成立し、またその後疋見・丸毛両郷についても益田氏領とすることになったとして、信光もこれらを承認している。同じく明応5年4月13日の三隅興信契約状<sup>(31)</sup>でも、津毛・疋見・丸毛3ヵ所は由緒によって益田宗兼が当知行しているとして、興信もこれを承認している。こうした状況を踏まえ、明応10年（1501）と推定される年未詳4月13日の宗兼宛大内義興書状<sup>(32)</sup>は、「津毛・引見・丸毛此三箇所事、先年三隅藤五郎對\_其方\_令\_約諾\_、去\_進之\_候次第、委細承候了、殊任\_當知行\_、互不レ可レ有\_相違\_」として、改めて益田氏の知行を認めている。そして最終的には、享禄5年（1532）9月28日の三隅興兼去渡状<sup>(33)</sup>で、「任\_御望之旨\_、疋見并道河・丸毛并板井河両所事、可\_進置\_候」と認め、長期に渡る紛争もようやくここに終結を迎え、益田氏（惣領家）の所領として確定されることになった。

この間、永享初年ごろからはかつての丸毛（安富）氏に代わって三隅氏が丸毛郷を支配し、その後応仁・文明の乱のころから名目的には益田氏の所領となりながら、実際には明応年間ころまで引き続き三隅氏が丸毛郷支配を維持したものと考えられる。一方、安富郷に関しては、文明6年（1474）7月28日の足利義政御教書<sup>(34)</sup>により、長野荘内の7郷が益田氏（貞兼）に「返付」されることとなり、中世末期に至るまで安富郷もまた益田氏（惣領家）の支配下に置かれることとなったのであった。

## 五、鎌倉末・南北朝期の丸毛氏と丸毛城

以上、ここまで複雑な過程を辿った中世丸毛郷（別符）の領有関係の歴史的変遷についてその概要をながめてきたが、ここからは以上の考察を踏まえて中世の丸毛郷（別符）や丸毛氏の具体的な内容について考えてみることしたい。

まず南北朝期の丸毛氏であるが、今日次のような3通の軍忠状が残されている。

（史料10）丸毛彦三郎兼幸軍忠状<sup>(35)</sup>

石見国御家人丸毛彦三郎兼幸申軍忠事、

右、於石州欲レ令レ対治凶徒等之処、依レ無与力人、去年建武十二月廿一日馳越防州、属于大内豊前權守手、対于当国守護目代等致合戦令レ分捕之時、自身被疵之条被聞召及者欵、所詮將軍家九州御下向之間馳参兵庫嶋畢、仍打出西宮合戦之時者属于御手抽戦功、迄于九州令供奉之条御存知上者、賜御証判欲レ備以後龜鏡、以此旨可レ有御披露候、恐惶謹言、

（一三三六）  
建武三年四月 日

『承候了（花押）』<sup>(厚東武実)</sup>

進上 御奉行所

（史料11）安富彦三郎入道教元軍忠状<sup>(36)</sup>

石見国安富彦三郎入道教元申軍忠事、

右、三隅凶徒等楯籠板屋河之間、可退治之由賜御教書、追落敵徒等、入替彼城支要害之処、御敵三浦弥七・同与一・吉見左近将監以下率大勢、今月一日寄来之間、下合麓致散々合戦之刻、教元旗指形部三郎討死仕訖、此段上野四郎殿御見知之上者、賜御証判為レ備後証、恐々言上如レ件、

（一三四一）  
暦応四年八月五日

『承了（花押）』<sup>(上野頼兼)</sup>

（史料12）丸毛彦三郎入道元軍忠状<sup>(37)</sup>

石見国安富郷地頭丸毛彦三郎入道々元申軍忠事、

右、今月十六日夜凶徒三浦与一・同九郎・同与三以下之輩丸毛城寄来之間、致防戦一刻、子息彦九郎兼弘被疵<sup>(有ノカイナツキ疵)</sup>候畢、然早為賜御証判、恐々言上如レ件、

（一三四三）  
康永二年二月廿日

『承了（花押）』<sup>(上野頼兼)</sup>

史料10は、幕府の御家人丸毛彦三郎兼幸が、周防国の大内長弘と結んで同国の守護目代等と合戦をし負傷したこと、また足利尊氏の九州への下向に際しては兵庫島まで出向いて西宮合戦に参加したこと、あるいは九州まで尊氏のお供をしたこと等の軍忠を書き上げて奉行所に報告し、長門国守護の厚東武実がこの申し出に間違いないとして証判を与えたもの、同じく史料11は、安富彦三郎入道教元が、板屋河（板井川）に立て籠もった三隅氏を追い落として城を奪い取り守っていたところ、三浦与一以下の敵軍が攻めてきたため、下合麓で合戦した際、配下の武士（旗指の刑部三郎）が討死したとしてその証判を求めたのに対し、石見国守護の上野頼兼が証判を与えたもの、そして史料12は、安富郷地頭でもある丸毛彦三郎入道道元が、今月16日夜に三浦与一以下の敵が丸毛城に攻めてきた際、子息の兼弘が負傷したとして証判を求め、石見国守護上野頼兼が証判を与えたものである。

このうち、史料11に見える安富彦三郎入道教元について、安富氏系図ではこれを兼幸の嫡男としているが、名前の同一姓や年令（仏門には入っている）などから判断して、この理解には従いがたく、兼幸と同一人物（別名）とするのが妥当と考えられる。安富氏を名乗る場合に、丸毛兼幸が教元という別の名前を用いることもあったということなのではないだろうか。そして、もし この推定に誤りがないとすれば、この3通の軍忠状はいずれも丸毛（安富）彦三郎兼幸のものということになり、南北朝期の兼幸が終始丸毛城に拠って北朝方として活躍していたことが明らかとなる。恐らく、丸毛城そのものも鎌倉末期に丸毛地域を支配下に収めた丸毛（安富）兼幸の手で新たに築かれたものだったのであろう<sup>(38)</sup>。今日も丸茂城跡に近接するその北側に「堀越」の地名が残されているが、これは兼幸が獲得した堀越名（丸毛別符を構成する名田の1つ）の中に新しく城を構えたことを示すものに他ならないと考えられる。そして何より注目されるのは、今回発掘された森下遺跡が14～15世紀の遺構と推定され、それが丸毛（安富）氏による丸毛郷（別符）の知行時代と完全に合致していることである。

森下遺跡は、丸茂城跡の東側の谷を挟んだ、丸茂原を一望できる丘陵上に位置し、居館跡と推定される礎石建物や中国製陶磁器（青磁）なども確認されていて、地理的な景観や丸茂城跡との位置関係などから見ても、森下遺跡が丸毛城を構えた丸毛（安富）氏の、丸毛城と対をなす居館であった可能性は極めて高いと考えることができよう。益田市・美都町としても、今日に残る重要な歴史的遺産として、ぜひこれを丸茂城跡とともに文化財と認定し、引き続く調査・研究を進めていただこう、この場を借りて強く希望するものである。

## 六、室町・戦国期の丸毛氏と安富氏

第4節で述べたように、室町期の15世紀中ごろ、丸毛（安富）氏による丸毛郷支配は三隅氏によって取って代わられ、そして戦国期には安富郷を合わせともに益田氏（惣領家）の支配下に置かれこととなったわけであるが、ではこうした状況の中で丸毛（安富）氏はその後どうなっていったのであろうか。

この点でまず注目されるのは、永享7年（1435）7月25日の寺戸禪幸他一〇四名連署起請文<sup>(39)</sup>の中に丸毛・安富の両氏合わせて5名の存在が確認できることである。この起請文は、益田兼理と嫡男藤次郎の急逝にともない、急遽益田氏の家督を継ぐこととなった松寿丸（後の兼堯）に対し、寺戸禪幸以下105名の益田氏一族・扶持人が、松寿丸を益田氏の惣領・主人と仰いで忠

節を尽くす旨の誓いを立てたもので、安富氏では勘解由兼持・大蔵亮兼清・助七郎兼連、同じく丸毛氏では大炊入道禪正・二郎衛門尉兼元がそれぞれ署判を加えている。ここに見える5名は直近の安富家文書（史料7では安富道安とその嫡子民部少輔兼安、庶子三郎次郎兼正などが見える）において確認できる人物とは名前が異なっていて、この両者がどのような関係にあったのか、必ずしも明確ではない。しかし、少なくとも丸毛・安富両氏の内の一派が益田氏（惣領家）の扶持人（=益田氏直属の家臣団）として組み込まれていたことは明らかで、そこに丸毛・安富両氏の行く末が暗示されているともいうことができよう。

南北朝期の丸毛（安富）氏は、史料11・12の軍忠状などからもうかがわれる様に、終始丸毛城・丸毛地域を中心に活動を展開しており、安富氏を称することはあっても、丸毛郷（別符）に本拠を置いていたことは疑いない。それは、史料7の安富道安譲状案において、嫡子兼安ではなく、庶子の三郎次郎兼正に安富郷の実際の支配を委ねているところからもうかがわれる。丸毛（安富）氏の惣領たる兼安が丸毛郷に本拠を置いていたからこそ、距離的に離れた安富郷の支配は庶子家に委ねざるを得なかったことを示すものに他ならないと考えられるからである。しかし、丸毛（安富）氏の惣領はともかく、実際には丸毛・安富の両地域に一族が別れて盤踞しており、それらがそれぞれ丸毛氏・安富氏を称したことは十分想定できるところで、永享7年の起請文に見える丸毛・安富両氏というのは、ともにそうした丸毛（安富）氏の庶子家であったと考えることができよう。

安富氏に関するいえば、永徳元年（1381）と推定される年未詳6月9日の大内氏老臣連署書状<sup>(40)</sup>に長野荘内の「安富入道一城」、また『看聞御記』永享3年（1431）7月23日条に「永富長門守」の名が確認できる。そして宝徳2年（1450）6月2日の掃部頭清宗書下<sup>(41)</sup>と、同年と推定される年未詳6月27日の清宗書状<sup>(42)</sup>において、安富郷内的一部地頭坂本修理亮跡が崇観寺の住持勝剛和尚長柔に去り渡され、これを機にやがて安富郷全体が益田氏（惣領家）の所領として組み込まれることとなった<sup>(43)</sup>。一方、丸毛氏に関するても、前節で述べたように、永享年間以後丸毛郷が三隅氏の支配下に組み込まれるとともに、三隅・益田両氏の鋭い対立に巻き込まれ、これまた最終的には益田氏（惣領家）の所領として再編成されることとなったのであって、これらの過程を通じて丸毛・安富両氏はともにその自立性を否定され、丸毛（安富）氏の惣領とともに、益田氏（惣領家）の家臣団の中に組み込まれていくことになったものと考えられる。

戦国期には、安定した所領支配と家臣団編成を目指す益田氏にとって、西側の吉見氏と並んで、東側の三隅氏との所領支配をめぐる対立がとりわけ重要な問題として提起され、こうした課題に応えるべく、三隅氏領と境を接する津毛・丸毛地域にあっても地域支配体制の再編成が進められた。その際、益田氏がとくに重視したのは津毛郷で、ここに小原氏を代官として派遣し、津毛・丸毛地域全体の統轄と三隅氏封じ込めに当たらせた<sup>(44)</sup>。この小原氏の居城として重視されたのが矢原川の右岸に位置する宇津川城（宇津川要害ともいう）で、三隅氏攻撃の最前線基地として永禄4年（1561）、元亀2年（1571）の両度の合戦で三隅氏の重要拠点・登代城（板井川要害・板井川城）を落城させたという<sup>(45)</sup>。

一方、天正11年（1583）2月17日の小原兼栄当知行注文<sup>(46)</sup>によると、小原氏は津毛郷内に止まらず丸毛郷内でも後山名・堀越名を与えられており、かつて丸毛（安富）氏が重要拠点とし、丸毛城や居館を築いた堀越地域が益田氏の直轄領として代官小原氏に与えられているのを確認す

することができる。本拠地を失い、他に転居せざるを得なかった丸毛氏が大きく勢力を後退させたであろうことは、容易に想像できるところである。慶長4年（1599）以前の慶長初年ごろと推定される年月日未詳の益田家於石州被官中間書立写<sup>(47)</sup>でも、丸毛氏については末尾の「その他」の部分に丸茂弥六左衛門の名前が確認できるに過ぎない。安富氏が「城廻之衆」の中に2人、そして「飯田・安富・市原・虫追・内田」の最初に安富安芸入道が見えるのと著しい対照をしていいるといえる。安富系丸毛氏は、鎌倉末・南北朝期における華々しい活躍ののち、室町から戦国期にかけて急速に勢力を後退させ、衰退していったものと考えられるのである。

## 七、むすびにかえて－残されたいくつかの問題－

以上、小稿では中世の丸毛郷（別符）と丸毛氏について、安富家文書の紹介を兼ねながら、その歴史的変遷を始めとするいくつかの論点に検討を加えてきた。しかし、その実態の解明という点でなお多くの課題が残されていることは改めて指摘するまでもない。それらはいずれも今後の研究課題とし、ここでは本稿の中で述べられなかった一・二の問題について若干の補足を行うことで、むすびに代えることとした。

まず第1の点は、丸毛別符と丸毛郷の名称についてである。別符の意味については第2節で述べたところであり、中世的所領の1つとして丸毛郷というのと本質的には異なるところなかった。しかし、実際に史料に即してみると、永享9年（1439）の安富道安譲状（史料7）に至るまで史料上はすべて丸毛別符と表記され、丸毛郷の呼称は見られない。これに対し、文明元年（1469）の三隅豊信知行書立を初見として、それ以後はすべて丸毛郷と表記され、丸毛別符の呼称はまったく認められない。いったいこの変化が何を意味しているのか、必ずしも明確ではないが、一般的には開発の進展などにともなって別符の名称が郷に変わっていくのが通例と考えられ、津毛郷の場合も建武2年（1335）2月12日の後醍醐天皇綸旨までは津毛別符、翌3年11月26日の足利尊氏寄進状以後はすべて津毛郷の呼称に統一されている。これらのことからすれば、丸毛郷（別符）の場合、15世紀中ごろに別符から郷への変化が生じ、その背景に顕著な開発の進展があったと考えることもできる。しかし、開発の進展というのであれば、丸毛地域に拠点を構えた鎌倉末期以後の丸毛（安富）氏時代こそそれに当たると考えられるから、この名称の変更はむしろ丸毛（安富）氏から三隅・益田氏への知行権の転換にともなうものであったとする方がより事実に近いのではないだろうか。あるいは、安富郷との関係もあって丸毛（安富）氏が意識的に丸毛別符の呼称を使い続けたとも考えることができよう。今後に残された研究解題の1つといえる。

第2の点は、その丸毛郷（別符）の所領規模についてである。残念ながらこの点に関しては中世末・近世初頭の史料しか残されておらず、詳細は明らかでないが、天正18年（1590）11月16日と翌19年正月11日の2通の美濃郡益田元祥領検地目録<sup>(48)</sup>によってその概要を知ることができる。これによると、丸毛郷の耕地面積などはおよそ次の通りであった。

田数 85町2段320歩 分米521石5斗4升

畠数 24町7段80歩 代 26貫776文

屋敷 174ヶ所

これらの耕地や屋敷がどこに、どのような形で存在したのか、またこうした耕地面積が中世を通じてどのように変化・発展してここに至ったのか等については、他に考察の手掛かりが残され

ておらず、不明という他ないが、さきにも述べたように、基本的には鎌倉末・南北朝期の丸毛（安富）氏の時代にその骨格は形成されていたと考えてよいであろう。また、史料によって確認できるところでは、中世の丸毛郷（別符）が堀越名・渋谷名・後山名など、いくつかの名田によって構成されていたと考えられ、それは津毛郷の場合と同じであった。津毛郷で確認できる名田は、下岡名・小田又名・麓之名・小一瀬名・上岡名・小坂根名・大鳥名・うつの人名・かち路名<sup>(49)</sup>、及び小山下・多土能名<sup>(50)</sup>と大神楽名<sup>(51)</sup>の12名、それと宇津川地域の10名<sup>(52)</sup>、合わせて22名である。さきの天正19年正月11日の美濃郡益田元祥領検地目録によってみると、津毛郷の耕地面積などは田地122町2段160歩、畠地52町2段40歩、屋敷数249ヶ所（市場を含む）となっていて、丸毛郷よりも規模が大きく、市場などもあってより賑わっていたようであるが、丸毛郷（別符）にあっても、名田という点では津毛郷と同様、かなりの数が存在したと考えてよいであろう。

最後に、以上で紹介しきれなかった安富家文書2通を掲げておく。2通とも、これまでまったく活字化されることなく、今日に至ったものである。

#### （史料13）官宣旨写

左弁官下 石見国

応下除=高時法師党類以下朝敵与同外諸国輩=、當時知行地不可レ有=依違=事

右、大納言藤原朝臣宣房宣、奉 レ勅 略之

元弘三年七月廿六日

大史小槻宿祢判

小弁藤原朝臣判

朝廷が、鎌倉幕府最後の執権である北条高時に与同する者を追討するよう、石見国内に命じたもので、和泉・常陸・陸奥・出羽などの諸国に宛てて出された同一文言の文書が残されてはいるが（『鎌倉遺文』32403～7号）、石見国宛のものは本文書のみで、一般には知られていない貴重なものである。

#### （史料14）益田藤兼書状（モト折紙）

其許倉本=申付候、対=中井勘解由左衛門尉=御懇之由申候、本望之至候、於=向後=者、毎事可=申談=候、猶委細者勘解由左衛門尉令レ申候、恐々謹言

三月廿日

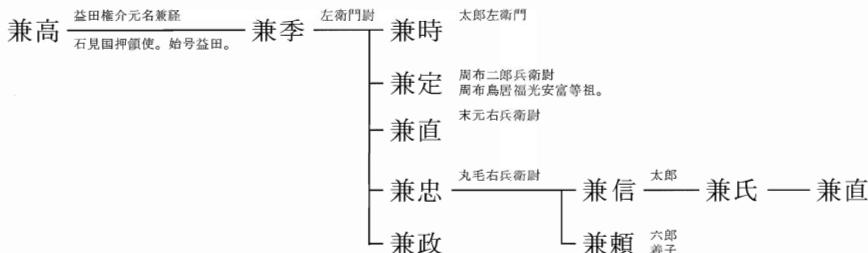
藤兼（花押）

杵築  
別火殿  
御宿所

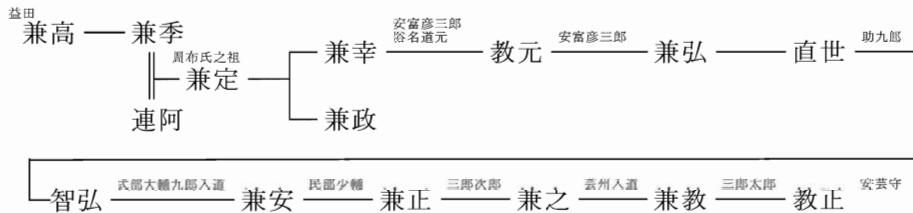
益田藤兼が、家臣の中井勘解由左衛門尉を仲介として、出雲杵築大社（出雲大社）の上級神官である別火家を出雲における益田氏の倉本（質物をとって金品を工面する金融業者）に任命することを伝えたもの。益田氏が毛利氏に従って出雲に進出した後、軍事費の調達など、現地で必要となる諸経費を賄うため、独自に金融業者を定めたことを示すものとして極めて興味深い文書といえる。文書の年代は明確でないが、出雲に進出した永禄5年（1562）から天正年間（1573～92）頃にかけてのものと推定される、間違いない文書原本である<sup>(53)</sup>。但し、この文書は本来折紙であったのと、後に軸物に表装する際、文書の下半部を切り捨て、さらに上半部についても文字の余白部分を切り取ってしまったと考えられ、文書のものとの形（折紙）をとどめないのは残念というほかない。

<注>

1. 比較的まとまった記述は『島根県の地名』(平凡社、1995年)の「丸毛別符・丸毛郷」(井上寛司執筆)に限られる。これ以外では、広田八穂『中世益田氏の遺跡』(益田市史談会、1979年)の「丸山城址」と、『美都町史』(美都町史編さん委員会、1978年)「第三章 鎌倉室町時代」の「2. 丸毛氏の統治」などがあるが、その内容はともに極めて簡略、かつ部分的である。
2. かねてより須佐安富家文書として知られてきたもので、安富家伝来の家蔵文書(1軸15通)と、後に安富家にもたらされた益田氏関係文書(旧別火家文書、1軸1通)の計16通からなる。このうち、安富家伝来の文書15通が益田市の所蔵となり、旧別火家文書も益田市に寄託されることになった。
3. 『益田家文書』(大日本古文書、家わけ22)1-8号。安富家文書の中にも、その抜粋の写が含まれている。
4. 石見国における中世的所領としての国衙領の史料初見は、康平6年(1063)11月3日の石見国司序宣(久利文書、『平安遺文』990号)に見える「久利郷(別符)」で、隣国出雲をはじめとして全国的にもこのころに中世的所領としての国衙領が成立したと考えられている。
5. 益田家文書(『鎌倉遺文』3080号)。
6. 安富家文書。広田氏注(1)前掲書(138ページ)にも紹介されている。
7. 『群書類従』巻184「御神本氏系図」。丸毛氏を中心に、一部を抜粋すれば以下の通りである。



8. 安富家文書。広田氏注(1)前掲書(138~9ページ)にも紹介されている。
9. 安富家文書(『南北朝遺文 中国・四国編』2717号)。
10. 安富家文書(『南北朝遺文 中国・四国編』3212号)。
11. 後掲の史料10。
12. 後掲の史料12。
13. 安富家文書。文書原本は長府毛利家文書(『鎌倉遺文』21937号)。但し、長府毛利家文書では宛名が欠落している。
14. 安富家文書。『萩藩閥閲録』周布氏121-1にも同文の文書が収められており、本文書はその一部を筆写したものと考えられる。
15. 安富氏系図(広田氏注(1)前掲書141ページ)が兼幸を周布氏一族として示しているのは、その1つの傍証となろう。参考のため、広田氏前掲書より系図を転載する。



但し、この系図は安富家文書に基づいて後に作成されたものと推察され、時代の大きく異なる連阿を周布兼定の妻とするなど、多くの初步的な錯誤が含まれていて、系図として利用するには慎重な配慮を必要とすることを知らなければならない。

16. 安富家文書。これまで活字化されたことがない。また、史料2と同じく署名部分が切り取られてい

るが文書原本と考えてよいであろう。

17. 『益田家文書』18号。
18. この文書の内容については、『史料集 益田兼見とその時代』（益田市教育委員会、1994年）8～10ページを参照のこと。
19. 山城本圀寺文書（『南北朝遺文 中国・四国編』541号）。
20. 安富家文書（『南北朝遺文 中国・四国編』1757号）。
21. 安富家文書（『南北朝遺文 中国・四国編』3196号）。広田氏注（1）前掲書（139ページ）にも紹介されている。この文書も署名部分が切り取られているが、文書原本と考えられる。
22. 益田家文書74-3。現在刊行中の『益田家文書』（大日本古文書、家わけ22）に収録されていない未活字の益田家文書については、文書番号のみを記す。
23. 益田家文書83-9。この文書の内容については、『史料集 益田兼堯とその時代』（益田市教育委員会、1996年）101～3ページを参照のこと。
24. この点については、前掲『史料集 益田兼堯とその時代』8～12ページを参照のこと。
25. 益田家文書19-8。
26. この点については、前掲『史料集 益田兼堯とその時代』107ページ以下を参照のこと。
27. この点については、前掲『史料集 益田兼堯とその時代』98～9ページを参照のこと。
28. 『益田家文書』184号。
29. 益田家文書86-4。
30. 益田家文書60-12。
31. 益田家文書60-13。
32. 『益田家文書』218号。
33. 益田家文書64-3。
34. 『益田家文書』134号。この文書の内容については、前掲『史料集 益田兼堯とその時代』159～60ページを参照のこと。
35. 安富家文書。本文書はこれまで活字化されたことがない。
36. 安富家文書（『南北朝遺文 中国・四国編』1079号）。広田氏注（1）前掲書（140ページ）にも紹介されている。
37. 安富家文書（『南北朝遺文 中国・四国編』1230号）。広田氏注（1）前掲書（140～1ページ）にも紹介されている。
38. 広田氏は注（1）前掲書において、益田兼季が丸毛城を築き、丸毛兼忠より6代がここに居城したと指摘しているが（125～6ページ）、それが伝承に基づくものでしかなく、また山城の築かれるのが一般的には鎌倉末期ごろだとされることからしても、直ちにこの理解に従うことはできない。
39. 益田家文書73-3。本文書については、前掲『史料集 益田兼堯とその時代』14～22ページを参照のこと。
40. 益田家文書82-37。本文書については、前掲『史料集・益田兼見とその時代』154～5ページを参照のこと。
41. 益田家文書83-5。この文書については、前掲『史料集・益田兼堯とその時代』52～3ページを参照のこと。
42. 益田家文書83-6。
43. 前掲注（34）。
44. 『史料集 益田藤兼・元祥とその時代』（益田市教育委員会、1999年）106ページ参照。
45. 『美都町史』33ページ。
46. 広島大学所蔵小原家文書（『広島県史』古代中世資料編Ⅳ、16号）。この文書については、前掲『史料集 益田藤兼・元祥とその時代』126ページを参照のこと。
47. 益田家什書90。この文書については、前掲『史料集 益田藤兼・元祥とその時代』178～91ページを

参照のこと。

48. 『益田家文書』348・349号。これらの文書については、前掲『史料集 益田藤兼・元祥とその時代』144~51ページを参照のこと。
49. 前掲注(46)。
50. 明応4年12月13日益田宗兼感状（真如苑所蔵文書、『早稲田大学所蔵<荻野研究室収集>文書』下215ページ）。
51. 天正4年2月6日益田元祥安堵状写（『萩藩閥閱録』遺漏卷5）。この文書については、前掲『史料集 益田藤兼・元祥とその時代』106ページを参照のこと。
52. 前掲注(46)。
53. 安富家文書としては、他に元暦元年（1184）11月25日の源範頼下文写と建仁3年（1203）12月の藤原兼季解状写の2通があるが、これらはともに益田家文書（前掲注(3)、『益田家文書』1-12号）の一部を抜粋した写本なので、改めて紹介することは差し控える。